

白水学園 役員報酬規程

理事 6名  
監事 2名  
評議員 7名  
選定・解任委員 3名

上記の役員に対し年度末（3月31日）までに本人指定した口座に理事会・監査会・選定委員会・評議員会に参加回数×3000円を費用代償として支払う。

ただし、定款に定める上限を超えた場合は年額1人15000円とする。ただし、交通費は別途支給する

平成30年 7月12日評議員承認 改定

この規定は平成30年8月1日から適用する